

当協会元職員の不正行為について

本日、当協会中部支部の元職員が横領の容疑により愛知県南警察署に逮捕されましたので、下記のとおり、不正行為の概要と経緯及び再発防止のための措置につきまして報告いたします。

当協会としては、今後も、捜査機関や外部専門家と連携の上、捜査協力のために必要な対応を進めてまいります。

また、今般の逮捕を受け、本件の事案を改めて厳粛に受け止め、引き続き再発防止に取り組むとともに法令遵守を徹底してまいります。

記

1. 不正行為の概要と経緯

このたびの逮捕は、当協会中部支部において、当該職員が不正な請求書等により、違法な支出を繰り返し、支部に損害を与えていた不正行為に関するものです。

当協会は、事案の重大性を考慮し、今回逮捕された当該職員を令和5年6月8日付で懲戒解雇としました。また、不正行為について刑事告訴するとともに、管理責任者として会長及び専務理事（当時）、中部支部長、中部支部事務局長について、それぞれ役員報酬の減額、文書厳重注意、減給の処分を行いました。

2. 再発防止のための措置

当協会は、不正行為を可能とした原因について、関係者から聴き取りを行うとともに、外部専門家の協力も得ながら調査を実施しました。

その結果、不正行為を可能とした原因は、銀行印の適切な管理や証憑類の確実な確認がなされていないなど、支部の管理体制に不十分な点があったと考えています。

このため、当協会は、会計規程類の厳格な遵守・運用と全支部の予算執行管理の厳格化を役職員に周知し再発防止の徹底を図るとともに、新たに外部専門家による支部検査を取り入れることとしました。

また、改めて、会長から役職員に対し注意喚起を行うとともに、役職員一丸となり再発防止に向けた取り組みを実施し、信頼回復に努めていく所存です。

以上